

2026年度



札幌まなブック



札幌市立札幌中学校

年 組 番氏名

はじめに

4月になりました。学校では新しい年度がスタートし、札幌中学校の先生方もやる気に満ち溢れています。君たちも、新しい仲間や新しいチャレンジを前に、胸がわくわくしていることでしょう。

しかし、同時に新たな問題に悩んだり、落ち込んだりすることもあるのが青春時代です。この『札幌まなブック』は、皆さんが苦悩したときの道しるべになるものをとの思いから作成した、先生方から君たちへ送るエールです。

「応援なんかいない」「おせっかい」と言われるかもしれません。

しかし、私たちは真剣です。それは今の社会に自立できない、働けない大人がたくさん増えてきているからです。内閣府の発表ではその数は179万人となっています。潜在的にはもっといるといわれています。

会社の人事を担当している方たちは「コミュニケーションがとれなくてねえ」「ちょっとした事ですぐやめてしまうんだよ」といいます。

そう、生身の人間関係を築くことに負担に感じる若者が増えてきたからです。

もちろん問題の根は深く、原因は小学生や中学生のときから携帯やスマホ、ゲームにはまりコミュニケーション力が著しく落ちてしまったことなど、今すぐ解決できないことばかりです。

しかし、私たちは伝えたいのです。

君たちが学び続ければ、これからの変化の激しい社会の中でも「自分の未来を自分で切り開く大人」「豊かな心をもって周りの人たちと共に生きていく大人」「この札幌中学校で学んだことを基に、いつの日か日本で、世界で活躍する大人」に成長する力があることを。

今年、札幌中学校は開校51周年を迎えます。たくさんの先輩方がそうなったように、君たちが「社会に出て自立し、札幌中学校に誇りをもつ大人」に仲間入りすることを目指して、悩みや落とし穴への考え方などを書いてみました。

君たちのこの1年間の中学校生活の支えになってくれれば幸いです。



【札幌中学校の1日の流れ（6時間）】



読書は、学校生活を落ち着いたものにしたり、豊かな人間性をつくる助けとなります。

また朝読書は、自分で選んだ本（雑誌などはだめですが）を読むことが大切です。毎日好きな本を、朝の静かなひとときに「全員」で読みましょう。

10分間の休み時間になったら、まず次の授業の準備、そしてトイレ（水飲み）。場合によっては提出物やテストの準備もあります。友達とのおしゃべりの時間ではありませんね。トラブルを防ぐため他学級には入れません。そして2～3分前には必ず席に座っていることを忘れずに。

登校時間

8:15～8:30

朝読書

8:30～8:40

朝学活

8:40～8:45

1校時

8:50～9:40

2校時

9:50～10:40

3校時

10:50～11:40

4校時

11:50～12:40

給食準備

12:40～12:55

登校時間は早すぎず遅くなく。

1日を通して、チャイムが鳴る2～3分前には自分の席に座ります。

8:25のチャイムまでに入室・着席し、朝読書の準備をしましょう。

朝の会は、5分間でその日の予定を確認する、授業と同じくらい大切な時間。朝読書の雰囲気そのままに、落ち着いた態度で参加しましょう。

給食当番は、全員が学校で経験すべき活動で、ないとみんなが困る活動です。とにかく早く終えてゆっくり食べる時間を確保しましょう。

当番以外の生徒は、12:50の予鈴がなるころには着席を完了します。手洗いなどは素早く行きましょう。





先生方、先輩、その他の方々へのていねいな言葉遣いは、社会人への第一歩。廊下でのあいさつも必ずしましょう。



給食の大きなねらいの1つには、「**正しく食べる習慣**を身につける」ことがあります。皆さんが、マナーよく、気持ちのよい食事ができることは、きっとどのご家庭でも望んでおられること。
食べるものの扱い、おかわりや後片付けの方法も、学級・学年のルールに沿ってお願いします。

給食	12:55~13:20
昼休み	13:20~13:35
5校時	13:40~14:30
6校時	14:40~15:30
帰り学活	15:35~15:40
清掃	15:40~15:55
生徒活動時間	15:55~
下校	~16:30

他の学年と交代でグラウンド・体育館・図書館などが利用できます。昼休み終了のチャイムが鳴ったら、直ちに着席し、5時間目に備えてください。
トイレ・水飲みも考えて、時間を逆算して、計画的に！



清掃当番は、帰りの会が終わったら、**まず全員教卓の担任の先生のところ**に集まります。**特別区域**は担当の先生のところに**全員**で行きます。素早く分担をして、決められた分担をきれいに、素早く清掃しましょう。キレイに清掃して、次の日を気持ちよく迎えたいですね。

帰り学活前の5分間は、**休み時間ではありません**。着席して**帰りの準備**をしましょう。帰りの会は、5分間で**次の日の予定を確認**する時間です。宿題やテスト、提出物などの教科連絡が大切です。必ず内容をメモしましょう。教科係は、前回の授業後に、あらかじめ聞いておくのがよいです。



当番以外の生徒は、**すぐに下校か部活動、委員会などの活動**になります。学級活動で残る時は、担任の先生に**残留届**を廊下に掲示してもらわなければなりません。



【職員室への入室について】

生徒は1年間を通して、職員室の中には入れません。
入り口まで入室して、先生を呼んでください。

〈職員室入室の要領〉

① 職員室にはコートや上着を着て入らないよう
にしましょう。(廊下で脱いでから。)

② ノックをして、確認をしてから入りましょう。

「失礼します。〇年〇組の〇〇です」

と大きな声で言いましょう。必要であれば、

「〇〇先生はいらっしゃいますか」

「〇〇の用事で来ました」

など、先生方に伝えます。

③ 用事が終わったら、

「失礼しました」

静かにドアを閉めましょう。



近くの先生や声をかけられた先生には「あいさつ」、「あいさつ返し」を！

【学校への電話のかけ方について】

自分から学校へかける電話では、
「所属学級」「名前」を先に伝えましょう。
(※緊急な要件以外は、かける時間帯を少し考えて)

① はっきりと「もしもし、札苗中学校ですか」

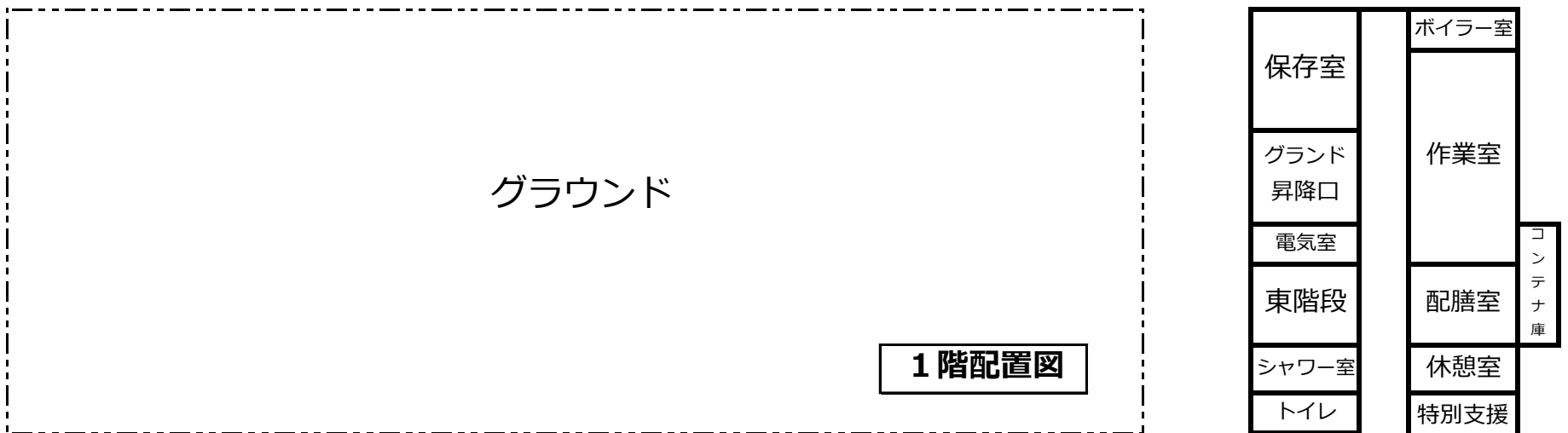
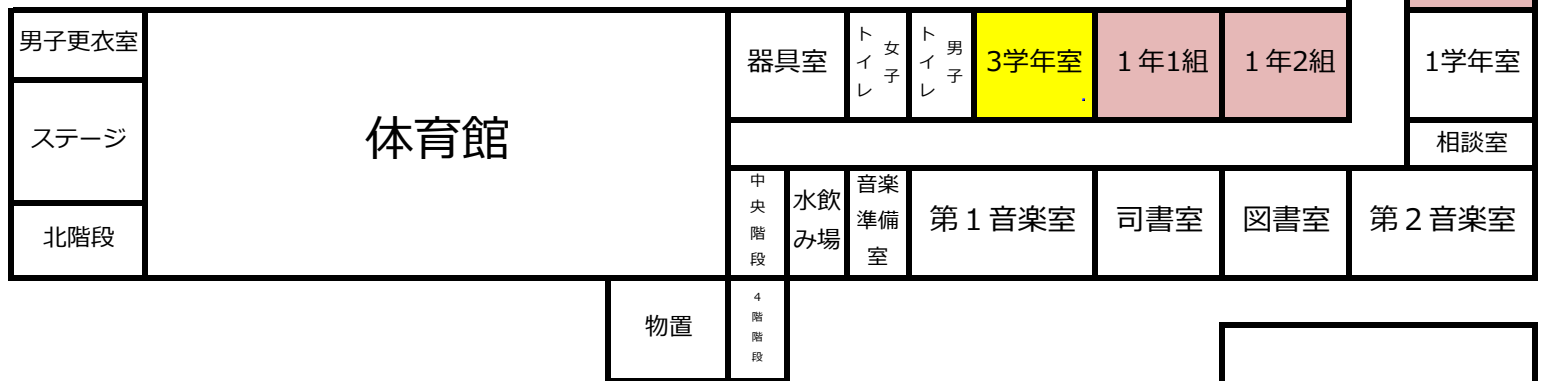
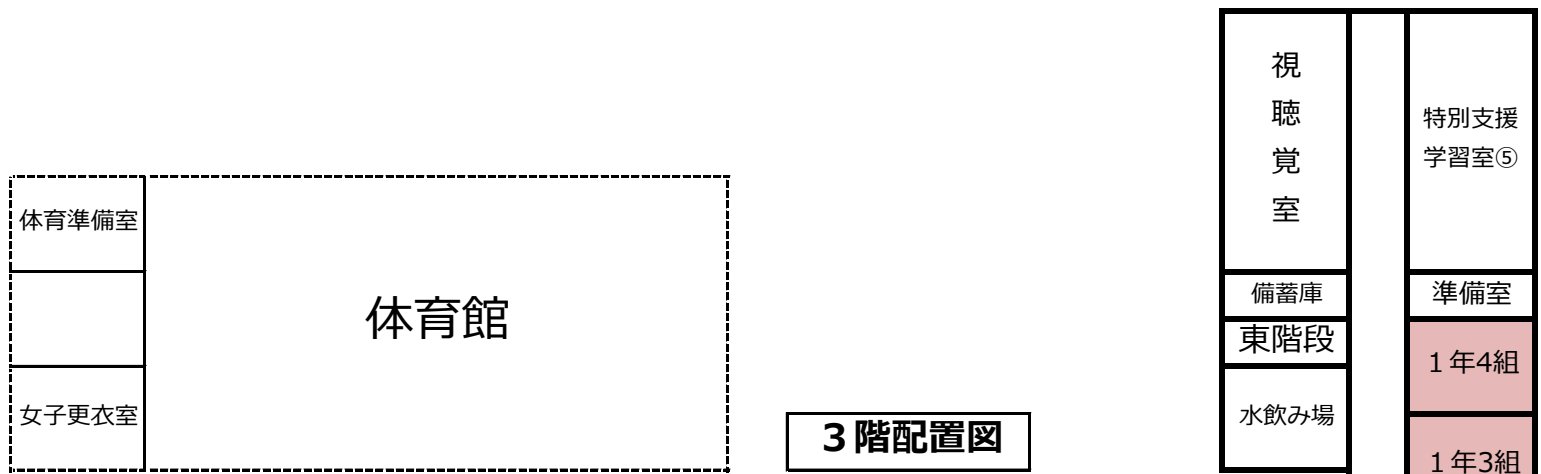
「〇年〇組の〇〇〇〇と申しますが、〇〇先生は
いらっしゃいますか」

※(〇〇先生が電話に出たら、改めて名乗りましょう)





【札幌市立札幌中学校 令和8年度 校舎配置図】



【絶対に許されないこと～「いじめ」】

○いじめ防止対策推進法

平成 25 年 6 月 28 日。国会で新しい法律が成立しました。

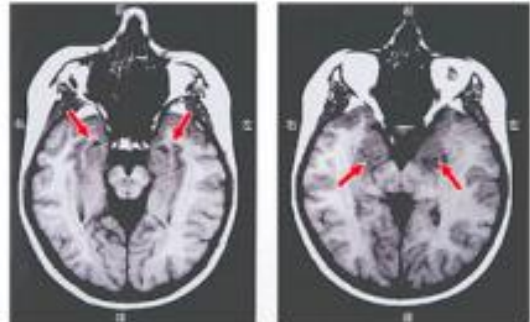
小学生も中学生も高校生も**「いじめをしてはならない」と法律で決められた**のです。

この法律では、「暴力」や「言葉の暴力」によって**相手の子が苦痛を感じる**場合（インターネットを通じて行われる、**LINE やツイッターなども含む**）を「いじめ」としています。

理由は、「**重大な影響**」、「**重大な危険**」を生じさせるおそれがあるから、とあります。「重大な影響」、「重大な危険」とは何でしょうか。

皆さんは、きっと分かるでしょう。

左の写真は、いじめにあって、心の病になってしまった少女の脳だそうです（『目で見る脳とこころ』（松沢大樹著））。いじめは、脳にリアルに**傷**ができます。しかも、そこは「**脳幹**」という、食べたり、眠ったりという、**生きていくのになくてはならない部分**なのです。「ヘビの脳」とも呼ばれます。そこが傷つくと…。



実は、法律制定のきっかけとなった事件がありました。平成 23 年の大津市の中 2 男子が自ら命を絶ってしまったのです。被害者のお父さんは、「息子が、いま生きている子どもたちを助けるために、**命がけ**でつくった法律だと思っている」「いじめで命を落とす子どもが**1 人もいなくなる**よう、徹底してこの法律を生かして欲しい」と言っています。

ちなみに、この法律では、いじめた側について、犯罪行為になるときは警察署と連携することが認められました。

私たちの札幌中学校では、いじめは**絶対に許しません**。いじめで辛い思いをする生徒を、絶対に生み出しません。また、誰かをいじめてしまった、というような失敗をする生徒も、生み出しません。いじめは、全く、一つも、**何も良いことを生み出さない、絶対に許してはいけない**行為なのです。

【札幌中学校の取組み】

○「札幌中いじめ防止基本方針」

令和6年度、札幌中学校では「いじめ防止基本方針」を改訂しました。

「いじめとは」「いじめ防止の取組」「いじめ防止のための組織や対処」が書かれています。その中にある、いじめの具体的な内容です。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる



上のようないじめを見て、**いじめをおもしろがりはやし立てたり、知らぬふりをして見ている行為も**、いじめる行為と同様に**許されません**。そして、いじめを**大人に伝えることは正しいこと**です。

また、いじめられている生徒、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている生徒は**徹底して守り通します**。

万が一、あなたがいじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に**必ず相談してください**。まして、自分を傷つけるなどのことは絶対にあってはなりません。

【中学校ってこんなところ！】

【自分を磨こう】

校章マークは、「人との関係を築くこと」に関わる項目です。

○ **たくさんの感動を**

魅力ある人とはどんな人でしょう？きっと感性豊か、つまり深く感じ入ることができる人だと思います。

**良いものを見たら「いいなあ、きれいだなあ」、
頑張っている人を見たら「すごいなあ」といえる、**

自分に正直に生きる人。これが社会に出てから**信頼される**人になります。それは深い感動を知っている人は、「くだらない取り組み方はしない」からです。



自分以外の何かを批判している時、その人は傷つかなく、安全かも知れません。しかし、社会に出ると学校のような「ぬるさ」はありません。言葉ではなく、「何をしたか」でしか評価されないことの方が多いのです。それを今からわかっているだけで、ずいぶん違うと思います。

今「つまらなさそう」「興味ないなあ」と思っている人も、人は時や環境で大きく変わります。自分自身の見方や考え方を広げるためにも、ぜひこの1年間たくさんのチャレンジをしてみませんか？

○ **部活動をやろう**

ぜひ皆さんには部活動に入ってほしいのです。今入ってなければ、高校からでも構いません。

なぜなら、**夕テの人間関係を学べる**からです。これは本当に大切なこと。周りの人への配慮が、自然と身につくのではないのでしょうか。社会に出たら、世代を飛び越えて一緒に仕事をすることが普通です。



そして一度始めたら簡単にやめないこと。始めてはみたけれど、中途半端に終わるのはあまり良くないですね。

これは社会に出ても一緒です。その道のプロになれる人は、**継続する力**があります。少しくらい思い通りにならないからといって、あきらめたらそこで終わりですよ。



【立ち向かおう】



○自分に向き合おう

人生には、悩むこと、落ち込むことがいっぱいあります。それは中学生だけでなく、大人でも一緒。

そこで大切なのは、**落ち込んでいることに向き合う**こと。初めはつらいけれど、直視することで逆に楽になると思います。逆になぜ落ち込んでいるのか分からないとつらいし、イライラが続きます。



自分と向き合うにはある程度のエネルギーが必要。人は誰でも自分のいたらないところには目をそむけて、いいカッコしたいという気持ちをもっています。その中で自分の足りない部分を直視するのはつらいことです。

それでも**自分の姿を知り、カッコつけずに生きる**というのは大切なこと。相手に認められない、というのは、相手次第なので仕方ないけれど、自分が落ち込んだ原因をはっきりさせておくのは、とても意味があることなのです。

スカートをあげたり化粧をしたり、学校にスマホをもってきたり…それがホントのカッコよさ？



○人は見ている

部活動を休むとき。友達との約束を果たせないとき。

皆さんは、**自分で相手に連絡**していますか。

もしできていない人がいたら…「生身の人間関係」を避けて生きているのかもしれない。人間誰しも、はっきり不満をいわれたり、いやそうな表情を見たりはいやなものです。しかし、避けては通ることはできません。

逆に、このような人間関係の「重たい部分」を受け止めていける人は、**社会で認められる**のではないのでしょうか。

相手に「申し訳ないこと」をしてしまったとき、**自ら出向いて顔を出して「すみませんでした」と謝ることができる**と、「潔（いさぎよ）いな」と、**かえってプラスに評価**してもらえることがあります。

小さいことのようにですが、きっと周りの人はそのようなところを見えています。



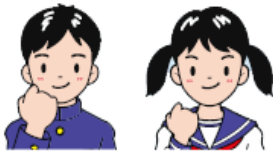
【人に強くなるろう】

○「合わない」と言わない

君たちは、早ければ1年後、遅くともわずか数年のうちに社会の荒波を経験します。「何でこんなこと言われなければならないのだろう」と理不尽に感じる人や事を、多く経験することでしょう。

しかし、それは実は普通で、その荒波を乗り越えていくことが、生きるということだと思ふのです。

驚くかもしれませんが、社会に出て、荒波に直面して困っている大人がたくさんいるのです。そのような人たちがよく使うのが、「合わない」という言葉。「あの人とは合わない」「あの会社とは合わない」と少しでもうまくいかないことがあるとイヤになって、自分から関係を断ち切ってしまうのです。



君たちに伝えたいのは、合わない人とも何とか合わせてやっていくのが人生で、嫌なことがあっても、それをはねのけ「生き抜いて」いける人になってほしいのです。

○人とつながるには

最近、子どもの頃に経験を積めずに、社会に出ても周りとながれぬ大人がたくさんいます。

相手を思いやれず、自分勝手な考えを振りまいてしまったり、礼儀がなくてなかつたり、その場の空気を乱すようなことを言ってしまうたり。

もしかすると「自分さえ良ければいい」と思っているのかも知れません。



社会に出て生き抜いていくには、人とつながっていく力が必要です。そのために必要なのは、**①相手を思いやれる、②礼儀・マナーがしっかりしている、③できればユーモア**がある。

誰でも、こんな人となら友達になりたいと思うのではないのでしょうか。

これらの力を育むには、「協同作業」が良いといわれています。他人と触れあい、相手の心に思いを巡らせ、社会性を養いましょう。



【自分を律しよう】

校外で地域の方にもぜひ！

○あいさつが未来を拓（ひら）く

君たちには、しっかりと相手の目を見てあいさつができるようになってほしいのです。

よく横目でチラッと見て「こんにちは」という人がいますが、それってどうでしょう。



あいさつは相手の心を開く「**ノック**」のようなもの。

自分から心を開いて、相手の心を「**ノック**」できる人は**魅力的**です。

逆にあいさつができない人の第一印象が良い、ということはほとんどないように思います。

時には足をピタッとくっつけてあいさつする、「**大人のあいさつ**」をしませんか。

あいさつとともに、「あいさつ返し」を元気よく！

○勉強には朝ごはん！

なんとなくイライラすることはありませんか。

もしかしたら、朝ごはんをしっかりと食べないことが原因かもしれません。朝ごはんを食べないと、身体だけでなく、脳がエネルギー不足を起こしてバランスを崩します。



「全国学力・学習状況調査」の結果では、毎日朝ごはん、という生徒と、全く食べていない生徒では、**正答率に20パーセント近く差**がついたそうです。

いつも食べないと「自分は勉強が苦手」と思い込んでしまい、「どうせやっても」とやる気もなくなってしまいます。

朝ごはんで、勉強も遊びも精一杯、ですね。



参考文献

中学校学習指導要領（文部科学省）

札幌市教育振興基本計画（札幌市教育委員会）

札幌市立札幌中学校 学校経営方針（札幌市立札幌中学校）

中学生中間・期末テストの勉強法（実務教育出版）

13歳のキミへ（高濱正伸著・実務教育出版）

いま、子どもたちに伝えたいこと（原田隆史著・ウエッジ）



【札幌市立札幌中学校 生徒のきまり】

第1章 総 則

このきまりは、札幌市立札幌中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成をめざし、教職員、保護者が協力して生徒の健やかな成長を図るために定めます。また、義務教育9年間の見通しをもった指導について、共通の認識・実践を図るためのものです。なお、このきまりは生徒の意見を取り入れながら定期的に見直していきます。

1 心身ともに**健康で安全な**集団生活を送りましょう。

2 お互いの人格を尊重し合い、**規律と節度**ある

生活をしましょう。

3 **自然や公共物を大切に**し、自分をとりまく

環境の整備と美化に努めましょう。

4 人の助言や援助の中から、**確かな判断力**を身に付けましょう。



第2章 学校生活に関すること (目的)

第1条 このきまりは、札幌市立札幌中学校の学校教育目標を達成するためのものであり、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要なことから定めるものです。

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導します。 **自宅を出て、自宅に帰るまで**を学校の教育活動とします。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校します。

(1) 徒歩通学

通学は徒歩とします。自転車やバスによる通学は認められていません。特別な事情がある場合は保護者の方が申し出て、担任を通じ、学校長の許可を得てください。また、交通規則および通学路を守り、**通学途中の自分及び他の人の安全に注意**します。

(2) 通学の際のバッグ・サブバッグ類の指定は特にありませんが、通学に適したものを使用し、その日の学習に必要な道具を**すべて持参**します。ただし、学校で特に指定したものは、学校に置いていくことができます。



(登校・遅刻・欠席・早退・外出・下校)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出・下校については、望ましい生活習慣づくりをするために、次のような登下校に関するきまりを定めます。

(1) 登校

登校の時は、決められた通学路を通り、店や公園等に寄り道をしたり、買い食いをしたりしません。登校時刻は**8:15～8:30**とします。**8:25**には、**教室に入ってシャボテン入力や朝読書の準備**をします。

(2) 遅刻

遅刻の判断は、8:30の時点で教室の自席に着席しているかどうかで判断します。遅刻して登校した時には、

玄関のインターフォンで職員室に報告し、職員室で「遅刻カード」に記入してもらい、授業場所へ行き、教科担任に渡します。



(3) 欠席

8:10までに保護者が、欠席の理由を学校に連絡してください。

(「すぐーる」による連絡。または電話連絡)

(4) 早退

早退することがわかっている場合は、事前に保護者から担任に、理由、時間、早退時の下校方法を連絡してください。

また、病気・けが等で早退する場合は、**養護教諭、担任と相談し、家庭と連絡を取ってから早退**させます。

(5) 外出

登校以後は原則、校外へは出ません。特別な理由がある場合は、担任に申し出て職員室に連絡し許可を得てください。

(6) 下校

放課後活動のない生徒は、友人を待たないで速やかに下校します。

下校の時は、決められた通学路を通り、店や公園等に寄り道したり、買い食いをしたりしません。

平日における活動生徒の**下校時間は原則16:30**とし、生徒会活動(役員等)・部活動等がある生徒は年間を通して次の通りとします(厳守)。

活動終了時刻 ……18:00 下校完了時刻 ……18:15

※学校長の承諾を得た上で、保護者の了解のある生徒に関しては、7:20

～8:20までの朝練習を行うことができます。(部活動の詳細については、部活動結成集会で連絡します)



(服装・頭髪等)

第4条 標準服・頭髪については、次のことを指導します。

* **改善が見られない場合**、現状回復を図るため特別な指導を行います。

- (1) 身分証明書を必ず携帯します。
- (2) 学校内外の学習活動、及び登下校時は、本校規定の標準服を正しく着用します。

◎上 衣

○本校規定のブレザー、ニットベスト、ネクタイ (1、2年)

* ニットベスト、ネクタイは常時着用

男子：白のYシャツ (ポロシャツ)

女子：白角襟ブラウス (ポロシャツ)

◎下 衣

本校規定のズボン、ベルト (ロゴや模様は不可)

本校規定のスカート (スカート丈は膝が隠れていること)

- 靴 下 ハイソックスや女子のストッキングは、柄物を避け、標準服に合うものを着用します。(ワンポイントは可、メッシュ・ルーズソックス等は不可)
- 上 靴 学校指定の上靴を使用します。
- 外 靴 登下校時の通学に適したものを履きます。体育の授業では、運動に適したものを履きます。
- 防 寒 Yシャツ、ブラウス、ズボン、スカートの下の下着・タイツ等で防寒対策を行います。校内でブレザーの上にジャンパー等を着ることはできません。また、登下校時、ブレザーを着用しないでジャンパー等の外套を着ることもできません。

(3) **ブレザーのボタンを外す、シャツを出す、ズボンの裾をめくる、スカート**を短くする、**シャツやブラウスの第二ボタンより下を外す**などの**だらしない格好はしません。**

(4) 暑ければ校内でブレザーを脱いでよいです。ただし、次の点を守ります。

① **ブレザーの袖まくりはしません。** したいくらい暑さを感じる場合は、ブレザーを脱いで生活します。

② 忘れずに名札を付けかえましょう。

③ 色、文字、イラスト等が透けるTシャツ等は着用しません。

(5) 学校で定めた期間に、軽装(ジャージ)登校を認めます。

軽装とは学校指定のジャージ・Tシャツ・ハーフパンツです。

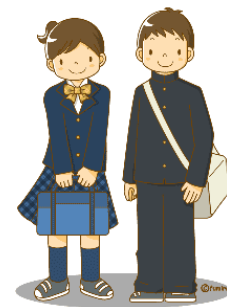
(6) 頭髪は、中学生として**極端な髪型を避け**、**学習や運動にふさわしい**、**清潔な髪型**にします。髪を巻く、パーマをかける、整髪料をつける、髪の脱色・染色をしません。

(7) 上履き

① 必ず記名し、落書きはしません。

② **靴のかかと**は踏みません。

③ 靴ひもはしっかり結びます。



(化粧・装飾・装身具・不要物等)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導します。

*違反があった場合、**学校で預かり保護者へ返却**します。**継続する場合や、事実が重大な場合**は、特別な指導を行います。

※髪を止めるゴムやピンの色は黒・紺・茶を使います。
また、シュシュはつけません。



(1) 口紅(色つきや香料付きリップクリームを含む)、マスカラ等の化粧類をしません。

(2) **マニキュア等の爪や体への装飾をしません。** 爪はこまめに切ります

(3) 無香料の制汗剤は、持参・使用してもよいです。

(4) **装飾品はつけません。**

例 ピアス・指輪・ネックレス（磁気ネックレス）・ブレスレット・ミサンガ
カラーコンタクトなど

(5) **まゆ毛はそり落としを含め、加工しません。** また、まつげの加工をしません。

(6) **スマートフォン等の情報通信機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、菓子、装飾品、カッターナイフ等の危険物、その他学習活動に必要なでないものは、持参しません。** 不要物をもちこんだ場合には、**担任が預かり、保護者に返却する**ことを基本とします。

かばんのキーホルダー類については、過度にならないようにします。

（校内の生活）

第6条 校内の生活については、次のことを指導します。

(1) あいさつ

① 校内や登下校において、お互いに気持ちのよいあいさつ・会釈をします。

② 授業や行事・集会等では、礼儀正しく大きな声であいさつをします。

③ 職員室に入る際はジャンパー・コート類を脱ぎます。「失礼します」とあいさつし、「〇〇先生いらっしゃいますか」など用件をしっかりと伝えます。

(2) 授 業

① 持ち物には必ず記名します。

② 時間を守り、**2分前には着席**します。

③ 授業時の挨拶、返事、**言葉づかい**を大切にします。

④ 学習については、各教科担任の指示に従います。

⑤ 帰り学活前の5分間は、**教室から出ません。**

(3) 休憩時間

① 学校の外や立ち入り禁止場所には行きません。

② 特別教室への移動以外は、用事のない他の場所には行きません。

③ **他の学級には入りません。**

④ 校内放送がかかったら、静かに聞きます。

⑤ 普段の生活で**廊下等、校舎内を走りません。**

⑥ 学校の施設や設備、道具、草花や樹木を大切にします。

⑦ 整理整頓をします。（机、棚、靴箱、掃除 道具入れ等）



(4) 保健室の利用

① 保健室を利用する時は、教科担任にそのこと

を伝え許可を得る。教科担任に「連絡カード」に記入してもらい、ようごきょうゆ 養護教諭（保健室の先生）に渡します。

② 保健室の利用時間は、**1時間を限度**げんどとして、たいちょう かいふく 体調の回復が見込めない時は、学校から保護者へ連絡し、早退の手続きをします。

(5) 給食

① えいせいめん 衛生面に注意して給食当番等をします。

② 給食当番以外の生徒は、準備ができるまで手洗い等をすませたら、着席して待機します。

③ 必ずランチマットを使用します。

④ **給食時間終了（通常13:20）までは、自分の席に着き、片付け以外は絶対に教室外へは出ません。**

※手などが汚れた場合は、教室内のティッシュなどを使います。
トイレも給食準備中に済ませときます。

(6) 掃除

① 掃除は、お互いに協力し合い、まじめに取り組みます。

② こうしゃ こうく 校舎や校具を大切に、かんきょう 進んで環境美化に心がけます。



(7) 教育相談

生徒・保護者は相談したいことがある場合、スクールカウンセラーを利用できます。その時は担任を通して申し込みます。

(8) その他

① **再登校や休日等の登校も、標準服または学校指定ジャージ**とします。

② 学校内の施設設備や物品を破損したり、紛失したりした場合は、担任・職員室に届け出ます。しせつせつび ぶつびん はそん ふんしつ 破損や紛失については、はそん ふんしつ 原則実費での弁償とします。げんそくじっぴ べんしょう 場合によっては、れんけい 関係機関と連携します。

③ 卒業生や部外者の、学校内への無断立ち入りは禁止します。用事のある場合は、事前に学校に連絡を入れ、許可をもらいます。

（卒業直後は、新しい環境に慣れるために、ゴールデンウィーク明けまで来校できません）。学校の敷地内に入り、指導したにもかかわらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携します。

④ 保護者に送迎してもらおう場合、安全面から学校の正門前付近での乗降車は避けて下さい。さ

第3章 校外での生活に関すること (校外の生活)



第7条 校外の生活については、次のことを指導します。

- (1) 外出の際は、「誰」と「どこへ」、「用件」及び「帰宅時間」を明らかにし、必ず保護者に伝えてから外出します。**外出時間は午後7時まで**とします。なお、その際なるべく身分証明書を持ってください。
- (2) 交通規則を守り、事故に遭わないよう、起こさないように気をつけます。自転車の二人乗りや、危険な乗り方はしません。
- (3) 公園などで、人に迷惑をかけるような遊び方は絶対にしません。
- (4) **夜間外出や夜間徘徊、危険を伴う場所への出入り等は禁止**です。
- (5) キャンプ・登山・海水浴・つり、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェの利用の際には、**保護者が責任もてる引率者が必要**です。
- (6) プール、サイクリング、ボウリング場、スキー、スケート、映画、コンサート等はすべて保護者の許可を得て、複数で出かけます。
- (7) ゲーム場の利用は午後6時までと札幌市の条例で決まっています。

朝読書について

「読書」により言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするとともに、「知的好奇心」をふくらませ、一生涯にわたり学び続けようとする心を培います。



札幌中学校では、毎朝8：30～8：40までの10分間を朝読書の時間として取り組んでいます。

自分で選んだ本を読む時間になります。以下、朝読書のきまりを載せますので、確認をし、この時間を有効に活用してください。

- 1 この10分間は静かに読書をしましょう。
- 2 各自で本の準備をしてください。図書室で借りた本でも構いません。
- 3 教科書以外の活字（活字中心）の本を読みます。マンガや雑誌を読むことはできません。
- 4 この時間は読書に集中します。宿題や課題を行わないようにしましょう。



札幌中学校図書室



札幌中学校 Chromebook 使用ルール

1. Chromebook を使用する目的

- Chromebook は授業中や家庭での学習活動のために使うことが目的で貸し出されているものです。ゲームや学習に関係の無い動画の閲覧など、学習に関わること以外に使用してはいけません。

【学習活動の例】

- ・授業中にレポートを書く必要がある。
- ・総合の時間などに調べ学習をし、ポスターを作成する。
- ・スライドを用いた発表があるために、家庭で作成する。 等

【学校で禁止されている行為】

- ・授業時間や休み時間に、こっそりと授業に関係ない情報や画像を調べること。
- ・許可されていないチャットルームや掲示板にメッセージを投稿すること。
- ・様々な方法を駆使してブロックを回避し、ゲームや Youtube などを楽しむこと。 等

2. 使用場所と時間

- 原則として、校内と自宅以外では使用してはいけません。ただし、使用許可が出た場合にはその限りではありません。その際は紛失や盗難、破損に気を付けましょう。

※これらの問題が生じた時には、基本的におうちの人に弁償などの責任をとっていただくこととなります。

【校内で使用する時】

- ・使用できる時間は「授業中」「許可が出た際の短学活」「許可が出た際の放課後」「許可が出た際の昼休み」です。校内使用は担当教師がついていることを基本とします。10分休みの時間に使用することはできません。
- ・授業で連続して使う可能性がある場合は、机の中に Chromebook を入れておくこと。休み時間中に机の上や手元にある状態を避けましょう。トラブルの一切を避けるため、他者のタブレットを持ち運ぶ、受け渡す行為はしないよう心掛けましょう。
- ・いかなる場合も学習の目的以外に使用することは許可しません。また、授業中を除き、生徒間でのやり取りを禁止します。
- ・他者への誹謗中傷行為（悪口、いじめ）は、対象を特定できる・できないに関わらず

重大な悪質行為です。これは、家庭で使用する際も同様です。

- ・他の授業やクラスルームに参加することはできません。

【家庭で使用する時】

- ・**使用時間を家庭でしっかりと決めましょう。(例：午後9時まで)**
- ・原則、先生や仲間とのオンライン上でのやり取りはできません。ただし、感染症拡大防止のための臨時休業や非常災害時における臨時休業等、不測の事態が生じた場合はこの限りではありません。
- ・家庭に持ち帰った場合は、翌日必ず学校に持って来るようにしましょう。
忘れてしまった場合、翌日の授業・活動に遅れが生じたり、効率的に作業ができなくなったりする可能性があります。

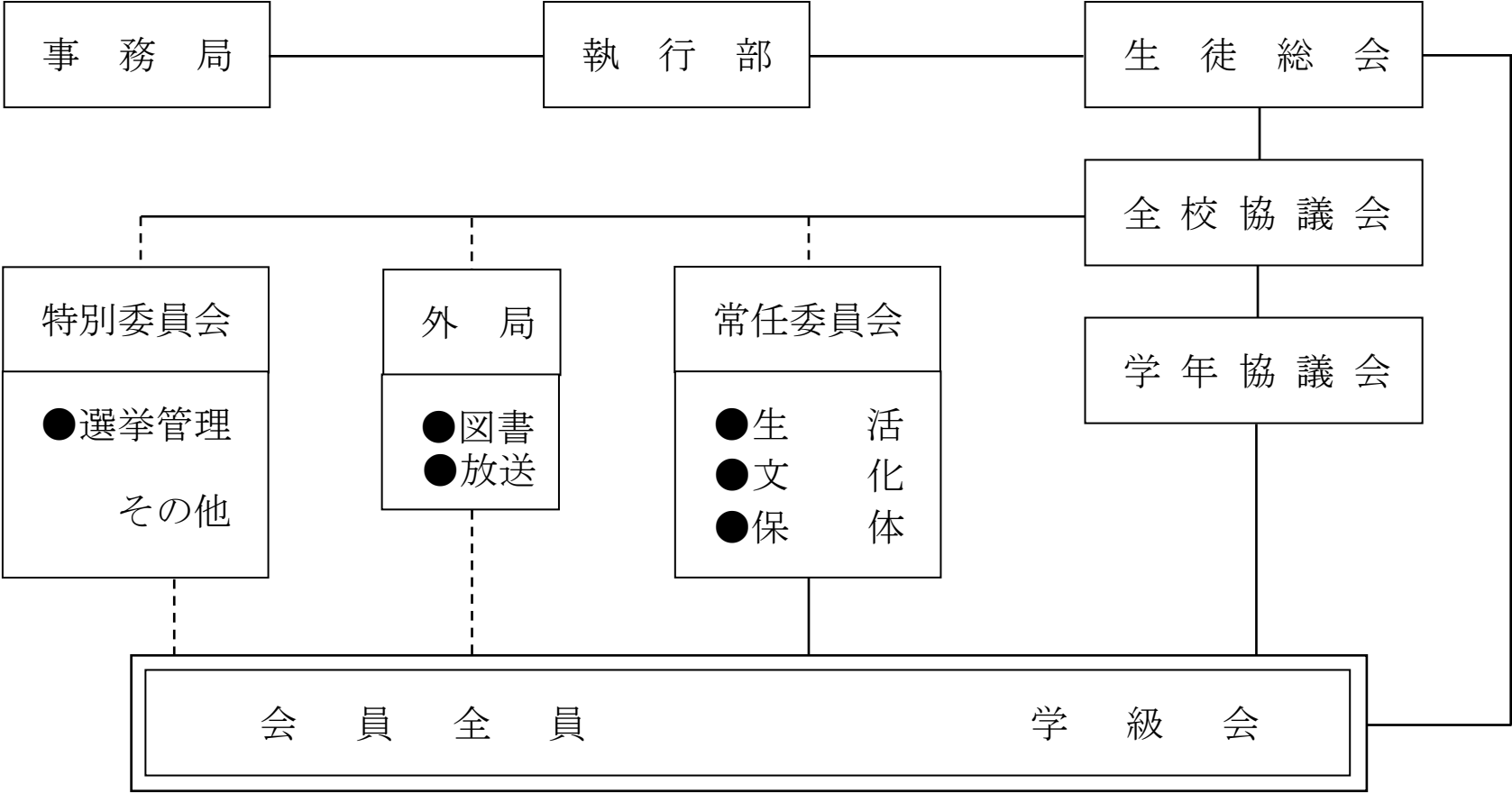
3. 個人情報の取り扱い

- インターネット上に個人情報が流失した場合、全てを消去することは不可能であると考えられます。取り扱いには十分に注意しましょう。
- ・Chromebook で作成した資料やインターネットから取り込んだデータは、学習活動で先生が許可したものだけを保存します。
- ・他者に Chromebook を貸したり、使わせたりしてはいけません。他人の Chromebook を無断で操作してはいけません。
- ・授業を行う中で、共同編集を行うことがあります。保存してある他人のデータを操作してはいけません。操作履歴が残ります。
- ・許可なく音声、画像、動画をダウンロード・アップロードすることは禁止します。
- ・先生からの指示が無い限りは、他者を撮影してはいけません。
- ・個人情報（名前・住所・電話番号・アドレス・パスワード・写真等）はインターネット上に絶対にあげてはいけません。
- ・作成した情報や検索履歴、投稿履歴、共同編集の操作履歴などは保管されています。重大な事態が発生した場合は、それらを参考に対処する可能性があるので注意しましょう。

生徒会組織図

(執行機関)

(決議機関)



札幌中学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条 (名称) この会は、札幌市立札幌中学校生徒会と言う。

第2条 (目的) この会は、よりよい社会人となるために、会員の協力によって、自治の精神、および社会的精神を養い、明るく豊かな学校生活を進めてゆくことを目的とする。

第3条 (活動) 前条の目的を達成するため次のような活動を行う。

1. 風紀、規律など生活態度の向上。
2. スポーツの奨励と健康の増進。
3. 環境の整備・美化。
4. 生徒相互の福祉。
5. 文化・体育行事の推進。
6. 学校図書館の運営、学校放送の実施。
7. 会誌の発行。
8. 部活動中体連壮行会・報告会。
9. その他、必要なことから。

第2章 会 員

第4条 (会員) この会の会員は、札幌中学

校の生徒全員とする。

第5条 (義務) 会員は、よりよい学校生活を送っていくため、積極的に生徒会活動に、参加しなければならない。

第3章 事務局役員

第6条 (事務局役員) この会には、次の事務局役員をおく。

- ・会 長 1名
- ・副会長 2名
- ・書 記 2名
- ・会 計 2名

第7条 (任務)

会 長 この会を代表して、一切の会務を総括する。

副会長 会長を助け、必要な時は代行する。

書 記 各種会議の計画、記録、資料の作成保管をする。会合の通知や議案の準備および会場の設営。

会 計 予算に従い、その執行、および決算報告、その他、会計一般。

第8条 (任期) 後期認証式から翌年の後期認証式までとする。

第9条 (公選) 事務局役員は、別に定める選挙規定により選出し、学校長より、認証される。なお、再任を妨げない。

第10条 (兼任) 事務局役員は、学級委員・外局員を兼任してはいけない。

第4章 会 計

第11条 (経費) この会の経費は、会費をもってあてる。なお、経費の残金は、次年度に繰り越すことにする。

第12条 (会費) 会費は、生徒総会で決定する。

第13条 (予算の決定と承認) 予算は、事務局より提出され、全校協議会で承認されなくてはならない。

第5章 機 関

一第1節 生徒総会一

第14条 総会は、会員の意見を集約する最高決議機関で、予算・決算・活動目標・年間活動計画・会則改正・その他、重要議案を審議する。

第15条 総会は、原則として、年1回開催する。会員の3分の1以上の要求のあった時は臨時に開くことができる。

第16条 議会の議長団は、全校協議会の議長団がつとめる。

一第2節 全校協議会一

第17条 この会は、生徒総会に次ぐ決議機関である。事務局からの議案、又は、会員からの提案で、執行部会が、必要と認めたものを協議、決議する。

第18条 構成は、事務局役員・学級代表による。ただし、可能な限り、常任委員長・外局長も出席し、必要に応じて、関係者も出席する。

第19条 この会は、原則として毎月1回定例に開く。

第20条 会長が認めた場合には、この会を臨時に開くことができる。

第21条 全校協議会員が、欠席の場合は代理をだす。

一第3節 執行部会一

第22条 この会は、業務の円滑化をはかるため、全協に提案する内容の立案・調整・連絡・その他、日常の業務にたずさわる。

第23条 構成は、事務局役員・常任委員長・外局長による。ただし、必要に応じて、関係者も出席する。

第24条 総会、全協の前に会長が召集することを原則として、各機関の代表の要求があ

る時にも開かれる。

—第4節 学年協議会—

第25条 この会は、各学年の問題を全協に代わって協議する。

第26条 学年の学級代表によって構成され、協議会員で学年委員長を選出する。

第27条 全協からの要請または学年委員長が必要と認めたとき、開かれる。

—第5節 学級会—

第28条 生徒会活動の基盤となるもので、学級内の問題、全協・常任委員会からの討議事項を協議する。

第29条 学級の全員が参加する。

第30条 必要に応じて開く。

第31条 必要に応じて、係を組織する。

—第6節 常任委員会—

第32条 生徒会の目的を達成するために、次の常任委員会をおく。

◇生活常任委員会◇ 各学級男女各1名

◦校内外の規律指導

◦公共物・私物の管理等

◦集会時の指導（学級・学年・全校）

◇文化常任委員会◇ 各学級男女各1名

◦文化行事の企画・運営

◦掲示物等の管理

◇保体常任委員会◇ 各学級男女各1名

◦保健衛生に関すること。

◦校内外の清掃・美化活動

◦体育行事の企画・運営

◦体育活動に関すること。

第33条 構成は、学級内で選出される常任委員、別に選出される常任委員長による。

第34条 毎月1回を定例とするが、会員からの要求の中で委員長が必要と認めた時開かれる。

第35条 必要な時は、学年別委員会が開かれる。

—第7節 外 局—

第36条 生徒会の目的を達成するために次の外局をおく。

◇図書局◇

◦図書の管理・利用・紹介

◦図書に関する仕事等

◇放送局◇

◦放送・集会時の拡声器準備等

第 37 条 局員は、希望者を集めて決める。ただし、局員の決定については、局の規約による。

第 38 条 外局長は、別に選出する。

—第 8 節 特別委員会—

第 39 条 必要に応じて、設立する。

◦選挙管理委員会

◦その他

第 40 条 構成は、全校協議会で決める。

第 6 章 顧 問

第 41 条 この会の各機関は、顧問の先生の指導・助言をうける。

第 7 章 改 正

第 42 条 この会則は、全校協議会の審議を経て、生徒総会で3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

第 8 章 付 則

第 43 条 本会則は、平成 30 年 11 月 26 日改正、令和元年 4 月 1 日から実施する。



「心をかたちに 51th」

本校は、生徒の皆さんに「人間関係を築く
力」を身につけ、たくましく成長してほし
いと願い、教育活動を行っています。